

裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程

昭和37年9月10日最高裁判所規程第3号

改正 昭和55年4月23日最高裁判所規程第3号
平成7年3月29日最高裁判所規程第2号
平成12年8月30日最高裁判所規程第8号
平成17年3月9日最高裁判所規程第4号
平成17年6月29日最高裁判所規程第7号
平成20年1月30日最高裁判所規程第1号
平成24年9月26日最高裁判所規程第4号
平成29年5月17日最高裁判所規程第6号

裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 保管金及び保管有価証券（第5条・第6条）

第3章 民事保管物

第1節 民事保管物の受入れ等に関する事務の取扱い（第7条—第10条）

第2節 民事保管物用電子情報処理組織による民事保管物の受入れ等に関する事務の取扱いに
係る特則（第11条—第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 保管金及び保管有価証券の受入れ及び払出しに関する事務で裁判所書記官の行なうもの
並びに民事保管物の受入れ、保管、仮出し及び返還に関する事務の取扱いについては、他の法
令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において「保管金」及び「保管有価証券」とは、裁判所が事件に関し法令の規
定により保管する予納金、保証金、売却代金その他の現金及び有価証券（押収物等取扱規程（昭
和三十五年最高裁判所規程第二号）第二条に規定する押収物並びに少年保護事件及び医療観察
事件の証拠物（以下「押収物等」という。）を除く。）で、歳入歳出外現金出納官吏又は保管
有価証券取扱主任官（以下「出納官吏等」という。）が保管するものをいう。

2 この規程において「民事保管物」とは、裁判所が事件に関し法令の規定により保管する物（前
項に規定する現金及び有価証券並びに押収物等を除く。）をいう。

(昭55最裁程3・平7最裁程2・平17最裁程7・平20最裁程1・平24最裁程4・一部改正)

(取扱者)

第3条 保管金及び保管有価証券の受入れ及び払出しに関する事務並びに民事保管物の受入れ、保管、仮出し及び返還に関する事務は、当該裁判所又は裁判官の下に配置された裁判所書記官（最高裁判所が別に定める場合における事件の受付を担当する裁判所書記官を含む。以下「係書記官」という。）及び保管物主任官（押収物等取扱規程第三条に規定する保管物主任官をいう。）が、それぞれこの規程の定めるところにより取り扱うものとする。

(平12最裁程8・一部改正)

(取扱上の注意)

第4条 係書記官及び保管物主任官は、前条の事務の取扱いを適正かつ迅速にするとともに、民事保管物については、その物が亡失、損傷又は変質しないように注意しなければならない。

第2章 保管金及び保管有価証券

(受入れ)

第5条 係書記官は、当事者その他の関係人が保管金又は保管有価証券を提出すべき場合において、受入れに関する事務を取り扱うときは、次に掲げるいずれかの方法によらなければならぬ。

- 一 別に定める保管金提出書又は政府保管有価証券取扱規程（大正十一年大蔵省令第八号）第五条第一項に規定する政府保管有価証券提出書に記名押印して提出者に交付し、これに現金又は有価証券を添えて出納官吏等に提出させる方法
- 二 保管金提出書に記名押印し、これに保管金振込書を添えて提出者に交付し、保管金を日本銀行に振り込ませ、当該保管金提出書に保管金領収証書を添えて歳入歳出外現金出納官吏に提出させ、又は前号の政府保管有価証券提出書に記名押印し、これに政府保管有価証券払込書を添えて提出者に交付し、保管有価証券を日本銀行に払い込ませ、当該政府保管有価証券提出書に政府保管有価証券払込済通知書を添えて保管有価証券取扱主任官に提出させる方法
- 三 保管金提出書に記名押印して提出者に交付し、国庫内の移換の手続により保管金を日本銀行に払い込ませ、当該保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏に提出させる方法
- 四 保管金用電子情報処理組織（係書記官及び歳入歳出外現金出納官吏が保管金に関する事務を処理するため最高裁判所に設置される電子計算機と係書記官及び歳入歳出外現金出納官吏の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を用いて得られた納付番号その他の納付情報により、提出者に、保管金を日本銀行に振り込ませる方法

2 保管替えに係る保管金の受入れをすべき場合には、係書記官は、保管金受入通知書（様式については、保管金提出書に準ずる。）により、又は保管金用電子情報処理組織を用いて、これを歳入歳出外現金出納官吏に通知しなければならない。

（平7最裁程2・平17最裁程4・平20最裁程1・平29最裁程6・一部改正）

（払出通知等）

第6条 保管金及び保管有価証券の払出しをすべき場合には、係書記官は、その旨を裁判所会計事務規程（平成二十九年最高裁判所規程第四号）第二十六条に規定する保管票により、又は保管金用電子情報処理組織を用いて、これを出納官吏等に通知しなければならない。

2 前項の場合において、歳入に組み入れるべきものについては、係書記官は、その旨を歳入徴収官に通知しなければならない。

（平7最裁程2・平12最裁程8・平20最裁程1・平29最裁程6・一部改正）

第3章 民事保管物

第1節 民事保管物の受入れ等に関する事務の取扱い

（受入れ）

第7条 民事保管物の受入れをすべき場合には、係書記官は、その品目等を確認した上、別に定める民事保管物受払簿（以下「受払簿」という。）に所要の事項を記入し、これを添えて保管物主任官に送付しなければならない。

（平7最裁程2・一部改正）

（保管）

第8条 保管物主任官は、係書記官から民事保管物及び受払簿の送付を受けたときは、その品目等を確認した上、別に定める民事保管物原簿に所要の事項を記入し、受払簿に認印して、これを係書記官に返還しなければならない。

2 保管物主任官は、民事保管物を倉庫又はこれに代わる場所に他の物品等と区分して保管し、必要があると認めるときは、金庫又はこれに準ずる容器に保管しなければならない。

（平7最裁程2・平20最裁程1・一部改正）

（仮出し）

第9条 証拠調べその他の事由により民事保管物の仮出しをすべき場合には、係書記官は、別に定める仮出票を保管物主任官に交付して引換えに民事保管物を受領しなければならない。

2 係書記官は、仮出しに係る民事保管物を当該裁判所以外の者（他の裁判所を含む。）に交付し又は送付する場合には、裁判長又は裁判官の承認を受けなければならない。

3 係書記官は、仮出事由がやんだ場合には、仮出しに係る民事保管物を保管物主任官に交付して引換えに仮出票を受領しなければならない。

（平7最裁程2・一部改正）

(返還)

第10条 民事保管物の返還をすべき場合には、係書記官は、その事由を受払簿に記入した上、次に掲げる手続をしなければならない。

- 一 民事保管物を返還するには、これを返還を受けるべき者に交付する。ただし、相当と認めることは、郵便等によりその者に送付することができる。
- 二 前号の規定により民事保管物を返還したときは、返還を受けた者から受領書を受け取る。
- 2 係書記官は、返還のため民事保管物を受領する場合には、別に定める受領票を保管物主任官に交付して引換えに民事保管物を受領しなければならない。
- 3 保管物主任官は、前項の民事保管物を係書記官に交付したときは、民事保管物原簿に所要の事項を記入しなければならない。

(平7最裁程2・一部改正)

第2節 民事保管物用電子情報処理組織による民事保管物の受入れ等に関する事務の取扱いに係る特則

(民事保管物用電子情報処理組織による事務の取扱い)

第11条 民事保管物の受入れ、保管、仮出し及び返還に関する事務については、第七条、第八条第一項、第九条第一項及び第三項並びに第十条の規定にかかわらず、民事保管物用電子情報処理組織（係書記官及び保管物主任官が民事保管物に関する事務を処理するため最高裁判所に設置される電子計算機と係書記官及び保管物主任官の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を用いて取り扱うことができる。

(平20最裁程1・新設)

(民事保管物用電子情報処理組織による受入れ)

第12条 民事保管物用電子情報処理組織を用いて民事保管物の受入れをする場合には、係書記官は、その品目等を確認した上、受入年月日その他の受入れに係る情報を民事保管物用電子情報処理組織を用いて最高裁判所に設置される電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録し、民事保管物を保管物主任官に送付しなければならない。

(平20最裁程1・新設)

(民事保管物用電子情報処理組織による保管)

第13条 保管物主任官は、前条の規定による民事保管物の送付を受けたときは、その品目等を確認した上、保管場所その他の保管に係る情報を民事保管物用電子情報処理組織を用いてファイルに記録しなければならない。

(平20最裁程1・新設)

(民事保管物用電子情報処理組織による仮出し)

第14条 民事保管物用電子情報処理組織を用いて民事保管物の仮出しをする場合には、係書記官は、仮出事由その他の仮出しに係る情報を民事保管物用電子情報処理組織を用いてファイルに記録し、保管物主任官から民事保管物を受領しなければならない。

2 係書記官は、前項の規定による仮出しを受けた場合において、仮出事由がやんだときは、仮出しに係る民事保管物を保管物主任官に交付しなければならない。この場合において、保管物主任官は、当該民事保管物の受領に係る情報を民事保管物用電子情報処理組織を用いてファイルに記録しなければならない。

(平20最裁程1・新設)

(民事保管物用電子情報処理組織による返還)

第15条 係書記官は、民事保管物用電子情報処理組織を用いて返還のため民事保管物を受領する場合には、返還事由その他の返還に係る情報を民事保管物用電子情報処理組織を用いてファイルに記録し、保管物主任官から民事保管物を受領しなければならない。この場合において、保管物主任官は、当該民事保管物の交付に係る情報を民事保管物用電子情報処理組織を用いてファイルに記録しなければならない。

2 前項前段の規定により受領した民事保管物を返還するときは、係書記官は、第十条第一項各号に掲げる手続をしなければならない。

(平20最裁程1・新設)

附 則

- 1 この規程は、昭和三十八年一月一日から施行する。
- 2 この規程の規定は、この規程の施行の際まだ払出し及び返還が完了していない保管金、保管有価証券及び民事保管物に関する事務の取扱いについても適用する。ただし、最高裁判所は、必要があると認めるときは、別段の指示をすることができる。
- 3 最高裁判所は、当分の間、民事保管物に関する事務の取扱いについて、別段の指示をすることができる。

附 則 (昭和55年4月23日最高裁判所規程第3号)

この規程は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。

附 則 (平成7年3月29日最高裁判所規程第2号)

- 1 この規程は、平成七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に改正前の裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程第五条第一項、第七条、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第二項の規定により作成された保管金

提出書、政府保管有価証券提出書、民事保管物受払簿、民事保管物原簿、仮出票及び受領票は、改正後の裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程第五条第一項、第七条、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第二項の規定により作成されたものとみなす。

附 則（平成12年8月30日最高裁判所規程第8号）

この規程は、平成十二年九月四日から施行する。ただし、第二条中予納郵便切手の取扱いに関する規程第二条第一項の改正規定は犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七五号）の施行の日から施行する。

附 則（平成17年3月9日最高裁判所規程第4号）

この規程は、平成十七年四月四日から施行する。

附 則（平成17年6月29日最高裁判所規程第7号）

この規程は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の施行の日から施行する。

附 則（平成20年1月30日最高裁判所規程第1号）

この規程は、平成二十年二月十二日から施行する。

附 則（平成24年9月26日最高裁判所規程第4号抄）

（施行期日）

第一条 この規程は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号。次条第一項において「整備法」という。）の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

〔後略〕

附 則（平成29年5月17日最高裁判所規程第6号）

この規程は、平成二十九年七月一日から施行する。